

浜松市支援対象児童等見守り強化事業費補助金審査基準

1 審査項目について

(1) 当該事業に係る審査を行う委員（以下、「委員」という。）は、別紙審査票に記載の下記項目について、5段階で評点を行う。

【審査項目】

	項目	配点	審査の視点
1	実行性	40点	・ 団体としての（又は構成員の）活動実績があるか。
			・ 事業を実施・継続する体制が整っているか。
			・ 事業内容、方法は具体性があり、的確に練られているか。
			・ 事前の準備・調査が十分に行われているか。
2	経済性	20点	・ 申請事業に要する経費が内容から判断して適切であるか。
3	公益性	20点	・ 支援対象児童等のアウトリーチに繋がる事業か。
4	効果性	20点	・ 事業実施により想定した効果が期待できるか。
	計	100点	

【評価段階】

- ① 高く評価できる
- ② まあ評価できる
- ③ 普通程度である
- ④ あまり評価できない
- ⑤ 評価できない

2 審査会について

(1) 提案書類による審査

審査は、提案者からの書類を元に行う。

(2) 質疑応答

委員から内容について質問があった場合は、担当課が回答、説明を行う。

(3) 審査票の記入

委員は、審査票の採点欄及び評価コメント欄に記入をする。

(4) 審査票の回収、集計

担当課は、委員から審査票を集め、提案者ごとの合計点及び平均点を算出する。

3 審査の基準及び選考方法について

- (1) 審査票を集計し、全委員の合計点を委員の数で除した点（平均点）が60点以上の提案者を採用する。また、平均点に関わらず、審査項目「(1) 実効性」については、委員の半数以上が24点を下回った場合は、不採用とする。
- (2) 前項で採用された提案者において、「(2) 経済性」について、委員の1人以上が8点を下回った場合については、委員の協議により適正な予算額に変更し、決定する。
- (3) 合計点の上位の提案者から順番に、予算の範囲内で採用する。なお、合計点が高点の場合は、委員の再投票により順位を決定する。
- (4) 不採用となった提案者については、「不採用の理由」について委員が協議を行い、まとめるものとする。

採点者名: _____

団体名: _____

※項目の審査の視点ごとに5段階で評価をし、点数に○印をつけてください。

	項目	審査の視点	高く評価できる	評価できる	普通程度である	あまり評価できない	評価できない
1	実行性 (40点)	・団体としての(又は構成員の)活動実績があるか。	10	8	6	4	2
		・事業を実施・継続する体制が整っているか。	10	8	6	4	2
		・内容、方法は具体性があり、的確な事業内容が練られているか。	10	8	6	4	2
		・事前の準備・調査が十分に行われているか。	10	8	6	4	2
2	経済性 (20点)	・申請事業に要する経費が内容から判断して適切であるか。	20	16	12	8	4
3	公益性 (20点)	・支援対象児童等のアウトリーチに繋がる事業か。	20	16	12	8	4
4	効果性 (20点)	・事業実施により想定した効果が期待できるか。	20	16	12	8	4

100点満点

合計点 _____

評価(委員)コメント

--